

# DIS mobile WiMAX powered by KDDI サービス契約約款

第3版

平成29年1月1日

ダイワボウ情報システム株式会社

## 目次

### 第1章 総則

第1条 約款の適用

第2条 約款の変更

第3条 用語の定義

### 第2章 DIS mobile WiMAX powered by KDDIの種類

第4条 DIS mobile WiMAX powered by KDDIの種類

### 第3章 WiMAX通信契約

第5条 契約の単位

第6条 契約申込の方法

第7条 契約申込の承諾

第8条 WiMAX通信契約に基づく譲渡の禁止

第9条 WiMAX通信契約者が行うWiMAX通信契約の解除

第10条 当社が行うWiMAX通信契約の解除

第11条 その他の契約内容の変更

第12条 その他の提供条件

### 第4章 付加機能

第13条 付加機能の提供

第14条 包括的管理の取扱いの適用を受ける場合における付加機能の取扱い

### 第5章 無線機器の利用

#### 第1節 auICカードの貸与等

第15条 auICカードの貸与

第16条 電話番号その他の情報の登録等

第17条 auICカードの情報消去及び破棄

第18条 auICカードの管理責任

第19条 auICカード暗証番号

#### 第2節 WiMAX機器の接続等

第20条 WiMAX機器登録の請求

第21条 WiMAX機器登録の廃止

第22条 WiMAX機器への認証情報の書込み

第23条 WiMAX2+機器の接続

#### 第3節 無線機器の検査等

第24条 無線機器に異常がある場合等の検査

第25条 無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

第26条 無線機器の電波法に基づく検査

### 第6章 利用中止等

第27条 利用中止

第28条 利用停止

## 第7章 通信

- 第29条 インターネット接続サービスの利用
- 第30条 通信の条件
- 第31条 通信利用の制限等

## 第8章 料金等

- 第1節 料金及び工事に関する費用
  - 第32条 料金及び工事に関する費用
- 第2節 料金等の支払義務
  - 第33条 基本料等の支払義務
    - 第33条の2 契約解除料の支払義務
  - 第34条 データ通信料の支払義務
    - 第34条の2 LTEオプション料の支払い義務
  - 第35条 手続きに関する料金の支払義務
    - 第35条の2 窓口支払手数料の支払義務
    - 第35条の3 督促手数料の支払義務
    - 第35条の4 工事費の支払義務
  - 第36条 ユニバーサルサービス料の支払義務
- 第3節 料金の計算及び支払
  - 第37条 料金の計算及び支払
- 第4節 割増金及び延滞利息
  - 第38条 割増金
  - 第39条 延滞利息
- 第5節 預託金
  - 第39条の2 預託金
  - 第39条の3 買い戻しによる預託金の充当

## 第9章 保守

- 第40条 契約者の維持責任
- 第41条 契約者の切分責任
- 第42条 修理又は復旧の順位

## 第10章 付随サービス

- 第43条 請求書の発行
  - 第43条の2 支払証明書の発行
  - 第43条の3 利用明細書の発行

## 第11章 損害賠償

- 第44条 責任の制限
- 第45条 免責

## 第12章 雑則

- 第46条 承諾の限界
- 第47条 端末設備の接続

- 第48条 利用者の登録
- 第49条 利用に係る契約者の義務
- 第50条 契約者の氏名等の通知
- 第51条 契約者に係る情報の利用
- 第52条 法令に規定する事項
- 第53条 閲覧
- 第54条 合意管轄裁判所
- 第55条 準拠法

## 別記

- 1 DIS mobile WiMAX powered by KDDIの種類
- 2 契約者の氏名等の変更
- 3 契約者の地位の承継
- 4 包括的管理の取扱い
- 5 技術基準等
- 6 新聞社等の基準
- 7 契約者の禁止行為
- 8 当社の維持責任
- 9 各クレジット会社

## 料金表

### 通則

第1表 DIS mobile WiMAX powered by KDDIに関する料金

- 第1 基本使用料
- 第2 データ通信料
- 第3 契約解除料
- 第4 付加機能使用料
- 第5 手続きに関する料金
- 第6 ユニバーサルサービス料

第2表 附帯サービスに関する料金等

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 当社は、このDIS mobile WiMAX powered by KDDIサービス契約約款(以下「この約款」といいます。)を定め、これによりDIS mobile WiMAX powered by KDDI(当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。

(注)本条のほか、当社は、DIS mobile WiMAX powered by KDDIに附帯するサービス(当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。)をこの約款により提供します。

### (約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
4 WiMAX通信網	主としてパケット通信(電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信をいいます。以下同じとします。)の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うため、UQコミュニケーションズ株式会社(以下、「UQ」といいます)よりKDDI株式会社(以下、「KDDI」といいます)を通じて当社が借り受ける電気通信回線設備
5 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
6 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
7 無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、DIS mobile WiMAX powered by KDDIに係る契約に基づいて使用されるもの
8 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるためのUQの電気通信設備 (1) 移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための当社の電気通信設備(電波法施行規則第3条第8号に定める業務を行うためのものに限りません。) (2) 無線設備規則第49条の28に定める条件に適合する無線基地局設備(特定MNO事業者が設置するものに限りません。以下「WiMAX基地局設備」といいます。) (3) 無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備(特定MNO事業者が設置するものに限りません。以下「WiMAX2+基地局設

	備」といいます。)
9 WiMAX基地局設備	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号。以下同じとします。)第49条の28に定める条件に適合する無線基地局設備
10 WiMAX2+基地局設備	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備
11 WiMAX機器	WiMAX基地局設備と通信する機能を有する無線機器
12 WiMAX2+機器	WiMAX2+基地局設備と通信する機能を有する無線機器
13 DIS mobile WiMAX powered by KDDI	WiMAX通信網を使用して提供する電気通信サービスであって、WiMAX基地局設備とWiMAX機器または/およびWiMAX2+機器との間に電気通信回線を設定して当社が提供するもの
14 WiMAX通信契約	当社からDIS mobile WiMAX powered by KDDIの提供を受けるための契約
15 WiMAX通信契約者	当社とWiMAX通信契約を締結している者
16 DIS mobile WiMAX powered by KDDI利用権	WiMAX通信契約者がWiMAX通信契約に基づいてDIS mobile WiMAX powered by KDDIの提供を受ける権利
17 WiMAX回線	WiMAX基地局設備とWiMAX通信契約者が指定するWiMAX機器との間に設定される電気通信回線
18 WiMAX2+回線	無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する電波を用いてWiMAX2+基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
19 LTE回線	無線設備規則第49条の6の9に定める条件に適合する電波を用いてLTE基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
20 WiMAX通信	WiMAX回線により行われる通信
21 WiMAX2+通信	WiMAX2+回線により行われる通信
22 LTE通信	LTE回線により行われる通信
23 パケット通信	送受信されたデータ量
24 サービス取扱所	DIS mobile WiMAX powered by KDDIに関する業務を行う当社の事業所
25 auICカード	電話番号その他の情報を記憶してWiMAX2+機器に装着して使用するICカードであって、DIS mobile WiMAX powered by KDDIの提供のために当社がWiMAX通信契約者に貸与するもの
26 WiMAX機器情報	WiMAX機器毎に定められている固有の番号
27 認証情報	DIS mobile WiMAX powered by KDDIの提供に際してWiMAX契約者を識別するための情報であって、WiMAX機器の認証に使用するもの
28 料金月	1の暦月の起算日(当社がWiMAX通信契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間
29 セッション	当社の電気通信設備においてWiMAX機器に係るIPアドレスの割り当てを維持している状態
30 契約者回線	無線基地局設備とWiMAX通信契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
31 ノーリミットモード	利用可能な通信をWiMAX通信のみに制限するWiMAX2+機器の機能であって、当社が指定する仕様に準拠したもの
32 ハイスピードモード	利用可能な通信をWiMAX通信及びWiMAX2+通信のみに制限するWiMAX2+機器の機能であって、当社が指定する仕様に準拠したもの

33 ハイスピードプラスエリアモード	利用可能な通信をWiMAX2+通信及びLTE通信のみに制限するWiMAX2+機器の機能であって、当社が指定する仕様に準拠したもの
34 データ通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信
35 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
36 インターネット接続サービス	DIS mobile WiMAX powered by KDDIIに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービス
37 特定事業者	KDDI株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社
38 特定MNO通信事業者	UQコミュニケーションズ株式会社
39 移動無線装置	DIS mobile WiMAX powered by KDDIIに係る契約に基づいて陸上(河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。)において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
40 端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年1月26日総務省令第15号)第3条で定める種類の端末設備の機器
41 電話番号	電気通信番号規則に規定する電気通信番号又は契約者回線を識別するための英字若しくは数字の組み合わせ
42 課金対象データ	契約者回線と契約者回線等との間においてパケット交換方式により伝送されるデータ(制御信号等のうちデータとしてみなされるものを含みます。以下同じとします。)
43 ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づいて、KDDIが定める料金
44 各クレジット会社	DIS mobile WiMAX powered by KDDIIに係る料金債権を当社が債権譲渡する会社で、WiMAX通信契約者がDIS mobile WiMAX powered by KDDI料金の支払いに、利用する会社(各クレジット会社名は、別記9のとおりです)

## 第2章 DIS mobile WiMAX powered by KDDIの種類

(DIS mobile WiMAX powered by KDDIの種類)

第4条 当社のDIS mobile WiMAX powered by KDDIは、別記1に定める種類において提供します。

- 2 当社は、当社が指定するサービス取扱所において、DIS mobile WiMAX powered by KDDIのサービス提供地域を閲覧に供します。

### 第3章 WiMAX通信契約

#### (契約の単位)

第5条 当社は、1のWiMAX回線およびWiMAX2+回線(以下、総称して契約者回線という)ごとに1のWiMAX通信契約を締結します。この場合、WiMAX通信契約者は、1のWiMAX通信契約につき1人に限りません。

#### (契約申込の方法)

第6条 WiMAX通信契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書とそのDIS mobile WiMAX powered by KDDIの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップにより料金契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

#### (契約申込の承諾)

第7条 当社は、WiMAX通信契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、DIS mobile WiMAX powered by KDDIの提供に必要な電気通信設備に余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、そのWiMAX通信契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 申込みのあったDIS mobile WiMAX powered by KDDIを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

(2) WiMAX通信契約の申込みをした者がDIS mobile WiMAX powered by KDDIに係る料金その他の債務(以下「料金等」といいます。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) WiMAX通信契約の申込みをした者が第28条(利用停止)の規定によりDIS mobile WiMAX powered by KDDIの利用を停止されているとき、又は当社が行うWiMAX通信契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) WiMAX通信契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の申告をしたとき。

(5) 第49条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

(6) その他DIS mobile WiMAX powered by KDDIに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(7) 事由の如何を問わずKDDIまたはUQが承諾しないとき

4 前項の規定によるほか、当社は、そのWiMAX通信契約の申込みが包括的管理の取扱いの適用に係るものであって、そのWiMAX通信契約の申込みを承諾することにより別記4に反することとなる場合は、そのWiMAX通信契約の申込みを承諾しません。

#### (WiMAX通信契約に基づく譲渡の禁止)

第8条 WiMAX通信契約者がWiMAX通信契約に基づいて契約者回線の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

#### (WiMAX通信契約者が行うWiMAX通信契約の解除)

第9条 WiMAX通信契約者は、WiMAX通信契約を解除しようとするときは、あらかじめ、当社所定の方法により、契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

#### (当社が行うWiMAX通信契約の解除)

第10条 当社は、第28条(利用停止)の規定によりDIS mobile WiMAX powered by KDDIの利用を停止されたWi

MAX通信契約者がなおその事実を解消しない場合は、そのWiMAX通信契約を解除することがあります。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、WiMAX通信契約者が第28条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、DIS mobile WiMAX powered by KDDIの利用停止をしないでそのWiMAX通信契約を解除することがあります。
- 3 当社は、包括的管理の取扱いの適用を受けている契約者回線について、別記4に反することとなった場合は、そのWiMAX通信契約を解除することがあります。
- 4 前3項の規定にかかわらず、当社は、WiMAX通信契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのWiMAX通信契約を解除することがあります。
- 5 前4項の規定にかかわらず、当社は、包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線に係るWiMAX通信契約者について、その契約者の地位の承継により第7条(契約申込みの承諾)第4項に規定する承諾条件を満たさなくなったことを知ったときは、直ちにそのWiMAX通信契約を解除します。
- 6 当社は、本条第1項又は第2項の規定により、そのWiMAX通信契約を解除しようとするときは、あらかじめWiMAX通信契約者にそのことを通知します。
- 7 前6項の規定にかかわらず、当社は、KDDIまたはUQからの連絡に基づきそのWiMAX通信契約を解除することがあります。

(その他の契約内容の変更)

第11条 当社は、WiMAX通信契約者から請求があったときは、第6条(契約申込の方法)に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第7条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第12条 WiMAX通信契約に係るその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

#### 第4章 付加機能

##### (付加機能の提供)

第13条 当社は、WiMAX通信契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第1表(DIS mobile WiMAX powered by KDDIに関する料金)第3(付加機能使用料)に定めるところにより、付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求したWiMAX通信契約者がDIS mobile WiMAX powered by KDDIに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供を請求したWiMAX通信契約者が第28条(利用停止)の規定によりDIS mobile WiMAX powered by KDDIの利用停止をされている、又は当社が行うWiMAX通信契約の解除を受けたことがあるとき。
- (3) 付加機能の提供を請求したWiMAX通信契約者が本条第2項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
- (4) 付加機能の提供を請求したWiMAX通信契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
- (5) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (6) 料金表第1表第3に特段の定めがあるとき。

2 当社は、料金表第1表第3に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

##### (包括的管理の取扱いの適用を受ける場合における付加機能の取扱い)

第14条 包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線に係る付加機能の利用の請求は、新たに包括回線グループを設定する際に、その設定する包括回線グループを単位として行っていただきます。

- 2 当社は、包括回線グループに追加された契約者回線については、その追加の請求を付加機能(前項の規定によりその包括回線グループに提供されているもの)に限り、その利用の請求とみなして取り扱います。
- 3 WiMAX通信契約者は、前2項の規定により提供されている付加機能を廃止することができません。

## 第5章 無線機器の利用

### 第1節 auICカードの貸与等

#### (auICカードの貸与)

第15条 当社は、DIS mobile WiMAX powered by KDDIの提供に際して、WiMAX通信契約者に対し、auICカードを貸与します。この場合において、貸与するauICカードの数は、1の料金契約につき1とします。

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するauICカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことをWiMAX通信契約者に通知します。

#### (電話番号その他の情報の登録等)

第16条 当社は、auICカードを貸与する場合には、そのauICカードに電話番号その他の情報の登録等を行います。

#### (auICカードの情報消去及び破棄)

第17条 WiMAX通信契約者は、当社から貸与を受けているauICカードを利用しなくなった場合には、当社の指示に従ってそのauICカードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。ただし、WiMAX通信契約者は、当社から特段の指示があったときは、当社が指定するサービス取扱所へそのauICカードを返却していただきます。

#### (auICカードの管理責任)

第18条 WiMAX通信契約者は、当社から貸与を受けているauICカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

- 2 WiMAX通信契約者は、auICカードの盗難、紛失又は毀損が生じた場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
- 3 当社は、WiMAX通信契約者以外の者がauICカードを利用した場合であっても、そのauICカードの貸与を受けているWiMAX通信契約者が利用したものとみなして取り扱います。
- 4 当社は、auICカードの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。
- 5 万が一、WiMAX通信契約者が貸与を受けているauICカードに、紛失又は毀損が生じた場合でも、でも、当社での再発行は行わないものとします。
6. 前項の場合で、WiMAX通信契約者がWiMAX通信契約の継続を希望する場合、当社所定の届出を行うものとし、当社が承諾する場合、WiMAX通信契約者の費用で新たなauICカードを貸与します。

#### (auICカード暗証番号)

第19条 WiMAX通信契約者は、当社が別に定める方法により、auICカードにauICカード暗証番号(そのauICカードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下同じとします。)を登録することができます。この場合において、当社からそのauICカードの貸与を受けているWiMAX通信契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、そのWiMAX通信契約者が登録を行ったものとみなします。

- 2 WiMAX通信契約者は、auICカード暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

### 第2節 WiMAX機器の接続等

#### (WiMAX機器登録の請求)

第20条 WiMAX通信契約者は、そのWiMAX回線にWiMAX機器(UQに付与された無線局の免許により運用

することができるもの及びDIS mobile WiMAX powered by KDDIのWiMAX回線に接続ができるものに限ります。以下この条において同じとします。)を接続しようとするときは、当社所定の方法により、そのWiMAX機器情報の登録(以下「WiMAX機器登録」といいます。)の請求をしていただきます。

2 当社は、次のWiMAX機器について、前項の請求を拒むことができるものとします。

- (1) その接続が別記5に規定する技術基準及び技術的条件(以下「技術基準等」といいます。)に適合しないもの。
- (2) その接続が電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第31条で定める場合に該当するもの。
- (3) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたもの。

3 前項の規定によるほか、WiMAX通信契約者は、次のいずれかに該当するときは、そのWiMAX機器登録を行うことができません。

- (1) 1のWiMAX通信契約についてWiMAX機器登録の数が4以上となるとき。
- (2) そのWiMAX機器情報が既に登録されているものであるとき(そのWiMAX機器登録を第三者が行っているときを含みます。)

#### (WiMAX機器登録の廃止)

第21条 当社は、次のいずれかに該当するときは、そのWiMAX機器登録を廃止します。

- (1) WiMAX通信契約の解除があったとき。
- (2) WiMAX通信契約者から廃止の請求があったとき(1のWiMAX通信契約に係る全てのWiMAX機器登録を廃止することとなるときを除きます。)
- (3) その他当社が必要と判断したとき。

#### (WiMAX機器への認証情報の書込み)

第22条 当社は、WiMAX機器登録を行う場合その他当社が必要と判断した場合であって、そのWiMAX機器にWiMAX基地局設備から発射された電波により認証情報を受信して記憶できる機能が実装されているときは、そのWiMAX機器への認証情報の書込みを行うものとします。ただし、そのWiMAX機器がWiMAX基地局設備からの電波を受けることができない区域に在圏している場合その他当社の業務上又は技術上の都合等により認証情報の書込みを行うことができない場合は、この限りではありません。

#### (WiMAX2+機器の接続)

第23条 WiMAX通信契約者は、DIS mobile WiMAX powered by KDDIに係る契約者回線にWiMAX2+機器(当社及び特定事業者に付与された無線局の免許により運用することができるもの並びにDIS mobile WiMAX powered by KDDIに係る契約者回線に接続することができるもの)に限ります。以下この条において同じとします。)を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

- (1) その接続が技術基準等に適合しないとき。
- (2) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

- (1) 事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
- (2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

- 5 WiMAX通信契約者が、そのWiMAX2+機器を変更した場合についても、前4項の規定に準じて取り扱います。
- 6 WiMAX通信契約者は、その契約者回線へのWiMAX2+機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

### 第3節 無線機器の検査等

(無線機器に異常がある場合等の検査)

第24条 当社は、無線機器登録されている無線機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、WiMAX通信契約者に、その無線機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、WiMAX通信契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

- 2 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- 3 当社は、第1項の検査を行った結果、無線機器が技術基準等に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めます。

(無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

第25条 WiMAX通信契約者は、無線機器登録されている無線機器について、電波法(昭和25年法律第131号)の規定に基づき、当社およびKDDIまたはUQが、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その無線機器の使用を停止して、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう修理等を行っていただきます。

- 2 当社およびKDDIまたはUQは、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、WiMAX通信契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- 3 当社は、前項の検査等の結果、無線機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その無線機器登録の契約者回線への接続を取り止めます。

(無線機器の電波法に基づく検査)

第26条 前条に規定する検査のほか、無線機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとし、

## 第6章 利用中止等

### (利用中止)

第27条 当社は、次の場合には、DIS mobile WiMAX powered by KDDIの利用を中止することがあります。

- (1) 当社、KDDIまたはUQの電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき。
  - (2) 第31条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりDIS mobile WiMAX powered by KDDIの利用を中止するときは、あらかじめWiMAX通信契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### (利用停止)

第28条 当社は、WiMAX通信契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間(そのDIS mobile WiMAX powered by KDDIに係る料金等その他の債務(当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなった電気通信サービスに係る料金等(当社がDIS mobile WiMAX powered by KDDIに係る料金等と料金月単位で一括して請求するものに限ります。))をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金等その他の債務が支払われるまでの間)、そのDIS mobile WiMAX powered by KDDIの利用を停止することがあります。

- (1) 料金等その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (2) WiMAX通信契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービス(他のDIS mobile WiMAX powered by KDDIを含みます。以下本条において同じとします。)又は締結していた他の電気通信サービスに係る料金等その他の債務(その契約により支払いを要することとなったものをいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (3) WiMAX通信契約者がそのDIS mobile WiMAX powered by KDDI又は当社と契約を締結している他のDIS mobile WiMAX powered by KDDIの利用において、第49条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
  - (4) WiMAX通信契約者が、第24条の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。
  - (5) WiMAX通信契約者が、第25条又は第26条の規定に違反したとき。
  - (6) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、DIS mobile WiMAX powered by KDDIに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定によりDIS mobile WiMAX powered by KDDIの利用停止をするときは、あらかじめ、WiMAX通信契約者にその理由、利用停止をする日及び期間を通知します。ただし、前項第3号の規定によりDIS mobile WiMAX powered by KDDIの利用停止をする場合であって、緊急止むを得ないときは、この限りではありません。
- 3 事由の如何を問わず、当社は、KDDIまたはUQからの連絡に基づきそのDIS mobile WiMAX powered by KDDIの利用を停止することがあります。

## 第7章 通信

(インターネット接続サービスの利用)

第29条 WiMAX通信契約者は、インターネット接続サービスを利用することができます。

- 2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

(通信の条件)

第30条 通信は、当社の指定するホームページ上に掲載されているサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

- 2 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
- 3 DIS mobile WiMAX powered by KDDIに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。ただし、その通信プロトコルの係る伝送速度を保証するものではありません。
- 4 DIS mobile WiMAX powered by KDDIに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
- 5 WiMAX通信契約者は、1のWiMAX通信契約において、同時に2以上のWiMAX機器およびWiMAX2+機器(以下、総称してWiMAX機器といえます。)による通信を行うことはできません。
- 6 当社は、1のWiMAX機器において、一定時間内に基準値を超える大量の符号を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄します。
- 7 電波状況等により、DIS mobile WiMAX powered by KDDIを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

(通信利用の制限等)

第31条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関

選挙管理機関

別記6に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関

その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

2 当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。

(1) WiMAX通信について、1の無線機器において一定時間内に基準値を超える大量の符号が送受信されようとした場合に、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄すること。

(2) WiMAX2+通信及びLTE通信について、当社又は特定事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、当社又は特定事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社又は特定事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、そのWiMAX2+回線及びLTE回線に係る通信の帯域を制限すること。

(3) 当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社の電気通信設備を占有する等、その通信がDIS mobile WiMAX powered by KDDIの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

(その他通信利用の制限等)

3 当社は、第31条1項の規定によるほか、当社又は特定事業者が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は当社若しくは特定事業者に対する代金債務(立替払等に係る債務を含みます。)の履行が為されていないと判断したWiMAX2+機器が契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。

(指定接続先との通信利用の制限等)

4 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト(同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。)において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

## 第8章 料金等

### 第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第32条 DIS mobile WiMAX powered by KDDIに係る料金は、料金表第1表(DIS mobile WiMAX powered by KDDIに関する料金)に規定する基本使用料、データ通信料、契約解除料、付加機能使用料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、窓口支払手数料、及び督促手数料とします。

2 DIS mobile WiMAX powered by KDDI の工事に関する費用は、料金表に規定する工事費とします。

### 第2節 料金等の支払義務

(基本料等の支払義務)

第33条 WiMAX通信契約者は、そのWiMAX通信契約に基づいて当社が契約者回線又は付加機能の提供を開始した日から起算してWiMAX通信契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日)について、基本料等(料金表第1表(DIS mobile WiMAX powered by KDDIに関する料金)第1(基本使用料)又は料金表第1表第3(付加機能使用料)に規定する料金をいいます。以下同じとします。)の支払いを要します。ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用停止等により DIS mobile WiMAX powered by KDDI を利用することができない状態が生じたときの基本料等の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、WiMAX通信契約者は、その期間中の基本料等の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、WiMAX通信契約者は、次の場合を除いて、DIS mobile WiMAX powered by KDDIを利用できなかった期間中の基本料等の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 WiMAX通信契約者の責めによらない理由により、そのWiMAX通信契約に係る契約者回線を全く利用できない状態(そのWiMAX通信契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、算出したその日数に対応する基本料等

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注)基本料等の日割については、料金表通則に定めるところによります。

(契約解除料の支払義務)

第33条 2 契約者は、最低利用期間中に通常料金契約の解除があったときは、料金表 第1表第3(契約解除料)に規定する契約解除料の支払いを要します。

(データ通信料の支払義務)

第34条 WiMAX通信契約者は、その契約者回線(料金表第1表(DIS mobile WiMAX powered by KDDIに関する料金)第1(基本使用料)に規定する料金種別の適用を受けているもの)に限ります。)に係るデータ通信

(その契約者回線に係るWiMAX通信契約者以外の者が行ったデータ通信を含みます。)について、料金表第1表第2(データ通信料)に規定するデータ通信料の支払を要します。

(LTEオプション料の支払義務)

第34条の2 WiMAX通信契約者は、DIS mobile WiMAX powered by KDDIにおいて、ハイスピードプラスエリアモードによる通信が行われた料金月について、料金表第1表第4(付加機能使用料)に規定するLTEオプション料の支払いを要します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第35条 WiMAX通信契約者は、DIS mobile WiMAX powered by KDDIに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第5(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払を要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合において、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(窓口支払手数料の支払義務)

第35条の2 WiMAX通信契約者は、当社が払込票(当社が指定する店舗において料金等を支払う際に必要となる書面をいいます。以下同じとします。)を発行したときは、料金表第1表第7(窓口支払手数料)に規定する窓口支払手数料の支払いを要します。

(督促手数料の支払義務)

第35条の3 WiMAX通信契約者は、当社又は料金回収会社が督促通知(料金その他の債務の支払いを求める行為であって、当社が行うWiMAX通信契約の解除の予告を伴うものをいいます。以下同じとします。)を行った場合に、その支払期日を経過してもなお支払いがなかったときは、料金表第1表第8(督促手数料)に規定する督促手数料の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第35条4 WiMAX通信契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第9(工事費)に定める工事費の支払いを要します。ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、WiMAX通信契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第36条 WiMAX通信契約者は、料金表 第1表 第6(ユニバーサルサービス料)に規定する料金の支払いを要します。

### 第3節 料金の計算及び支払

(料金の計算及び支払)

第37条 料金の計算方法及び支払方法は、この約款に特段の定めがある場合を除き、料金表通則に定めると

ころによります。

#### 第4節 割増金及び延滞利息

##### (割増金)

第38条 WiMAX通信契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

##### (延滞利息)

第39条 WiMAX通信契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

#### 第5節 預託金

##### (預託金)

第39条の2 WiMAX通信契約者は、次の場合には、DIS mobile WiMAX powered by KDDIの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

- (1) WiMAX通信契約の申込みの承諾を受けたとき。
- (2) 第28条（利用停止）第1項第1号又は第4号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。
- 2 預託金の額は、1料金契約あたり10万円以内で当社が別に定める額とします。
- 3 預託金については、無利息とします。
- 4 当社は、そのWiMAX通信契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。
- 5 当社は、預託金を返還する場合に、WiMAX通信契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

##### (買い戻しによる預託金の充当)

第39条の3 当社又は、料金回収会社が請求した料金その他の債務について、WiMAX通信契約者が支払期日を経過してもなおお支払わなかった場合であって、そのWiMAX通信契約者が当社に預託金を預け入れているときは、その債権（その額が預託金よりも大きいときは、預託金と同額分とします。）を料金回収会社から買い戻し、その額に預託金を充当することがあります。

## 第9章 保守

### (契約者の維持責任)

第40条 WiMAX通信契約者は、無線機器を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

- 2 前項の規定のほか、WiMAX通信契約者は、無線機器を無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

### (契約者の切分責任)

第41条 WiMAX通信契約者は、無線機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 当社は、当社の電気通信設備に故障がないと判定した場合において、WiMAX通信契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因がWiMAX通信契約者に係る電気通信設備にあったときは、WiMAX通信契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

### (修理又は復旧の順位)

第42条 当社は、電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第31条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記6に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

## 第10章 附帯サービス

### (請求書の発行)

- 第43条 当社は、WiMAX通信契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、書面により請求書(WiMAX通信契約者が通常料金契約に基づき支払いを要する額を記載したものに限り)を発行します。ただし、そのWiMAX通信契約者が通常料金契約を締結していない場合又は通常料金契約に係る料金等の支払方法としてクレジットカード決済を指定している場合は、この限りではありません。
- 2 WiMAX通信契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(付随サービスに関する料金等)に規定する手数料の支払いを要します。
  - 3 WiMAX通信契約者は、料金表(料金等の支払い)の規定により通常料金契約に係る料金等の支払方法として銀行振込を指定したときは、同時に第1項の請求を行ったものとみなして取り扱うことに同意していただきます。

### (支払証明書の発行)

- 第43条の2 当社は、WiMAX通信契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その支払証明書(そのWiMAX通信契約者に係る料金その他の債務が既に支払われた旨の証明書をいいます。以下同じとします。)を発行します。
- 2 WiMAX通信契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(付随サービスに関する料金等)に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

### (利用明細書の発行)

- 第43条の3 当社は、WiMAX通信契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その利用明細書(そのWiMAX通信契約者に係る料金の通知をいいます。以下同じとします。)を発行します。
- 2 WiMAX通信契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(付随サービスに関する料金等)に規定する手数料の支払いを要します。

## 第11章 損害賠償

### (責任の制限)

- 第44条 当社は、DIS mobile WiMAX powered by KDDIを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのDIS mobile WiMAX powered by KDDIが全く利用できない状態(そのWiMAX通信契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることをKDDIまたはUQが認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのWiMAX通信契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、DIS mobile WiMAX powered by KDDIが全く利用できない状態にあることをKDDIまたはUQが認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限り)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのDIS mobile WiMAX powered by KDDIに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
    - (1) 料金表第1表(DIS mobile WiMAX powered by KDDIに関する料金)第1(基本使用料)に規定する料金
    - (2) 料金表第1表第2(データ通信料)に規定する料金(DIS mobile WiMAX powered by KDDIを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均データ通信料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)

- 3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。
- 4 当社は、DIS mobile WiMAX powered by KDDI を提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

- 第45条 当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。
- 2 当社は、DIS mobile WiMAX powered by KDDI に係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、WiMAX通信契約者が使用若しくは所有しているWiMAX機器(そのWiMAX機器を結合又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。)の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

## 第12章 雑則

### (承諾の限界)

第46条 当社は、WiMAX通信契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その請求をしたWiMAX通信契約者にその理由を通知します。ただし、この約款に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

### (端末設備の接続)

第47条 当社は、契約者回線について、その契約者が締結したWiMAX通信契約に係るDIS mobile WiMAX powered by KDDI又は基本使用料の料金種別に対応する端末設備と異なる端末設備その他の電気通信設備が接続された場合、その電気通信設備からの通信の利用を制限します。この場合、契約者は、制限の有無にかかわらず、その契約者回線について適用を受けている基本使用料の料金種別等に応じたDIS mobile WiMAX powered by KDDI料金の支払いを要します。

### (利用者登録)

第48条 WiMAX通信契約者(その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認める者を含みます。)であるものを除きます。以下この条において同じとします。)は、そのWiMAX通信契約に係るDIS mobile WiMAX powered by KDDIを主に利用するWiMAX通信契約者以外の者(そのWiMAX通信契約の親族等であって、当社が別に定める範囲のものに限ります。)を、当社所定の書面により登録することができます。

- 2 前項の規定によるほか、そのDIS mobile WiMAX powered by KDDIの契約者回線についてDIS mobile WiMAX powered by KDDIの提供を受ける場合であって、そのDIS mobile WiMAX powered by KDDIを利用する者が18歳未満の者である場合は、WiMAX通信契約は、前項に規定する登録(以下「利用者登録」といいます。)を行っていただきます。
- 3 前2項の規定により、当社に登録される者(以下「登録利用者」といいます。)の情報は、その氏名及び生年月日とします。
- 4 WiMAX通信契約者は、次の事項について、登録利用者となる者の承諾を得た上で登録していただきます。
  - (1) その契約者回線に係るDIS mobile WiMAX powered by KDDIの利用の一時中断、DIS mobile WiMAX powered by KDDIの利用の一時休止若しくは再利用、WiMAX通信契約の解除、基本使用料の料金種別の選択又はオプション機能の利用の請求若しくは廃止その他のWiMAX通信契約に関する請求は、この約款又は料金表に特段の定めのある場合を除き、WiMAX通信契約者の意思表示に基づき行うこと。
  - (2) WiMAX通信契約がDIS mobile WiMAX powered by KDDIの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合は、第28条(利用停止)の規定に基づきDIS mobile WiMAX powered by KDDIの利用を停止されること又は第10条(当社が行うWiMAX通信契約の解除)の規定に基づきWiMAX通信契約の解除を受けることがあること。
  - (3) WiMAX通信契約者からの申出により登録利用者の変更が行われること及び変更前の登録利用者の利用に係る料金その他の債務の請求又は利用明細書の発行について、変更後の登録利用者の利用に係る料金その他の債務の請求又は利用明細書の発行と合わせて行われることがあること。

### (利用に係る契約者の義務)

第49条 WiMAX通信契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) WiMAX機器を取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線状その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又はWiMAX機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
  - (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
  - (3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
  - (4) 端末設備若しくは自営電気通信設備又はauICカードに登録されている電話番号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。
  - (5) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様でDIS mobile WiMAX powered by KDDIを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、別記7に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
  - (6) 位置情報(無線機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。)を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
  - (7) 次条に規定する利用者登録が行われているときは、その登録利用者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
- 2 WiMAX通信契約者は、前項各号の規定に違反して他人に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。
- (注)その契約者回線について、KDDIまたはUQが通信のふくそうを生じさせるおそれがある等として禁止する態様で利用されていると当社が認めたときは、本条第1項第2号の規定に違反したものとして取り扱います。
- 3 当社は、次条に規定する登録利用者その他契約者以外の者による DIS mobile WiMAX powered by KDDIの利用において前項までの規定に反する事由が生じた場合、そのWiMAX通信契約者がその事由を生じさせたものとみなして取り扱います。
  - 4 契約者は、第1項第6号又は第7号の規定に違反して他人又は登録利用者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。
  - 5 当社は、WiMAX通信契約者が第1項の規定に違反したと当社が認めたときは、その契約者回線の電話番号及び契約者の義務に違反した旨等をそのWiMAX通信契約に係る特定接続事業者に通知することがあります。

(契約者の氏名等の通知)

第50条 WiMAX通信契約者は、第9条(WiMAX通信契約者が行うWiMAX通信契約の解除)又は第10条(当社が行うWiMAX通信契約の解除)の規定に基づきWiMAX通信契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、他の電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報(WiMAX通信契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

(契約者に係る情報の利用)

第51条 当社は、WiMAX通信契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者等の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、料金

の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、DIS mobile WiMAX powered by KDDIの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、WiMAX通信契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(法令に規定する事項)

第52条 DIS mobile WiMAX powered by KDDIの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注)法令に定める事項については、第24条、第25条、第26条及び別記5、別記8及に定めるところによります。

(閲覧)

第53条 この約款において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

(合意管轄裁判所)

第54条 この約款に関する訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第55条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

## 別記

### 1 DIS mobile WiMAX powered by KDDIの種類

当社のDIS mobile WiMAX powered by KDDIの内容は次のとおりとします。

DIS mobile WiMAX powered by KDDI	ア 当社を通じてKDDIまたはUQが無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(その無線局の免許人がKDDIまたはUQであるものに限ります。)との間に電気通信回線を設定して提供するDIS mobile WiMAX powered by KDDI イ 利用可能なデータ通信の種類は次の通信モードがあり、WiMAX通信契約者はこれを選択することができます。	
	ノーリミットモード	WiMAX通信のみ利用可能なもの。
	ハイスピードモード	WiMAX通信及びWiMAX2+通信のみ利用可能なもの。
	ハイスピードプラスエリアモード	データ通信(WiMAX通信を除きます。)のみ利用可能なもの

### 2 契約者の氏名等の変更

- (1) WiMAX通信契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、(1)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) WiMAX通信契約者が(1)の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

### 3 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりWiMAX通信契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- (4) WiMAX通信契約者は、(1)の届出を怠った場合には、別記2の(3)から(6)の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

### 4 包括的管理の取扱い

当社は、その契約者名義が同一のものである契約者回線について、包括的管理の取扱い(契約変更の申込みの受付け、DIS mobile WiMAX powered by KDDI利用権の譲渡の承認に関する請求の受付け、付加機能の提供等に関する請求の受付け又は料金その他の債務の請求等について、包括回線グループ(そのWiMAX通信契約者があらかじめ指定した契約者回線(その基本使用料の料金種別及び付加機能の適用が同一とな

るものに限ります。)により構成される回線群をいいます。)を単位として、一括して行う取扱いをいいます。)を行います。

## 5 技術基準等

WiMAX機器が適合すべき技術基準等は次のとおりとします。

区分	技術基準等
技術基準	端末設備規則(昭和60年郵政省令第31号)
技術的条件	—

## 6 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2)発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

## 7 契約者の禁止行為

- (1)通信の伝送交換に妨害を与える行為、その他自己以外の者の電気通信設備等の利用又は運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2)自己以外の者の知的財産権(特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (3)自己以外の者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (4)自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (5)犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、若しくは扇動する行為
- (6)無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7)連鎖販売取引(マルチ商法)に関して法令に違反する行為
- (8)猥褻若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童又は青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9)有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (10)DIS mobile WiMAX powered by KDDIにより利用しうる情報を改ざんし、又は不当に消去する行為
- (11)自己以外の者になりすましてDIS mobile WiMAX powered by KDDIを利用する行為
- (12)本人の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (13)他人が嫌悪感を抱き、又はそのおそれのある文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (14)売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (15)その他法令又はこの約款等に違反する行為

(16)(1)から(15)までのいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

8 当社の維持責任

当社、KDDIおよびUQは、KDDI又はUQの設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

9 各クレジット会社

各クレジット会社
1 株式会社ジェーシービー(以下JCBといいます。)又は同社の提携する会社若しくは組織が、JCBの定めるところにより発行するクレジットカード
2 ビザ・ジャパン協会に加盟する会社又は組織が、VISA International Service Association(以下VISAといいます。)の定めるところにより発行するクレジットカード
3 オムニカード協会に加盟する会社又は組織が、Master Card International Incorporated(以下マスターカードといいます。)の定めるところにより発行するクレジットカード
4 ユーシーカード株式会社又は同社の提携する会社若しくは組織が、VISA又はマスターカードの定めるところにより発行するクレジットカード
7 Diners Club International Limited (以下ダイナースといいます。)に加盟する会社又は組織が、ダイナースの定めるところにより発行するクレジットカード
8 American Express International Incorporated (以下AMEXといいます。)又は当社がその決済を代行する会社若しくは組織が、AMEXの定めるところにより国内で発行するクレジットカード
9 株式会社クレディセゾン又は当社がその決済を代行する会社若しくは組織が、VISA又はマスターカードの定めるところにより発行するクレジットカード

## 料金表

### 通則

#### (料金の計算方法)

- 1 当社は、WiMAX通信契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等、データ通信料及びユニバーサルサービス料は料金月に従って計算します。ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、そのデータ通信を開始した日と終了した日とが異なる場合のそのデータ通信に関する料金については、その終了した日においてそのデータ通信を行った契約者回線が適用を受けている基本使用料の料金種別等の規定に従って計算します。ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合は、この限りではありません。
- 4 当社は、データ通信料については、通信の種類にかかわらず、そのすべての料金を合計した額により、請求を行います。

#### (基本料等の日割)

- 5 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金(以下この項において「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割りします。
  - (1) 料金月の起算日以外の日、契約者回線又は付加機能の提供の開始があったとき。
  - (2) 料金月の起算日以外の日、WiMAX通信契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
  - (3) 料金月の起算日に契約者回線又は付加機能の提供を開始し、その日にそのWiMAX通信契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
  - (4) 料金月の起算日以外の日、基本料等の額が増加又は減少したとき。  
(この場合において、増加又は減少後の基本料等は、その増加又は減少のあった日から適用します。)
  - (5) 第33条(基本料等の支払義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき。
  - (6) 料金月の起算日の変更があったとき。
- 6 5の規定による基本料等の日割は、その料金月に含まれる日数により行います。この場合において、第33条第2項第2号の表に規定する基本料等の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 7 5の(6)の規定による基本料等の日割は、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

#### (端数処理)

- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

#### (料金等の支払い)

- 9 WiMAX通信契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
  - (1) クレジットカード(VISA、MASTER、JCB、AMEXが利用可能です)
  - (2) 預金口座振替(金融機関との手続きが必要です)
  - (3) 請求書払い(審査の結果請求書払いをお受けできない場合があります)
- 10 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

- 11 当社は、料金等の支払いについて、次のいずれかに該当したときは、払込票の発行あるいは指定銀行口座への振込依頼を行います。この場合において、WiMAX通信契約者は、第1項の規定により指定した支払方法にかかわらず、その払込票を使用してのお支払あるいは指定口座への振り込みを行っていただきます。
- (1) 口座振替に係る金融機関等の手続きが完了する前に料金等の支払いを要するとき。
  - (2) 口座振替による料金等の引き落としが2回連続で完了しなかったとき。
  - (3) クレジットカード会社又は金融機関等により WiMAX通信契約者の指定したクレジットカード又は支払口座の利用が停止されたことを当社が知ったとき。
- 12 WiMAX通信契約者は、料金等について、その利用開始登録を行うごとに、当社が指定するクレジットカードにより支払っていただきます。
- 13 WiMAX通信契約者は、クレジットカード支払いの場合の料金等の債権について、当社がソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社を通じて、各クレジット会社に譲渡することを承諾していただきます。
- 14 前項の譲渡に関して、WiMAX通信契約者は、あらかじめ次の各号について同意していただきます。
- (1) WiMAX通信契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が各クレジット会社に提供すること。
  - (2) 各クレジット会社が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、各クレジット会社から当社へその旨の通知を受けること。
- 15 第13項の場合において、当社及び料金回収会社は、WiMAX通信契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。
- ※ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社の窓口等ではお支払いいただけませんのでご注意ください。

(債権の買い戻し)

- 16 当社は、前項の規定により譲渡した債権について、当社が必要と判断した場合には、各クレジット会社から債権の全部又は一部を買い戻して請求できるものとします。
- (2) 前16項の規定により債権を買い戻す場合には、当社および料金回収会社は、WiMAX通信契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

(料金等の請求)

- 17 当社及び料金回収会社は、第43条(請求書の発行)に規定する場合その他当社又は料金回収会社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行を行いません。

(少額料金の翌月払い)

- 16 当社は、当該料金月に請求すべき料金(税抜価格)の総額が1,000円未満である場合は、その料金月に請求すべき料金を翌料金月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(料金の一括後払い)

- 17 当社は、当社に特別の事情がある場合は、WiMAX通信契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

- 18 この料金表により、支払いを要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は、この約款に規定する税抜価格に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。なお、本条により計算された支払いを要する額は、料金表に規定する税込額(消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)

に基づき計算した結果と異なる場合があります。

- (2) 本書に記載の消費税込み利用料金はすべて消費税率を8%として消費税額を計算しておりますが、ご請求はご利用時に有効な消費税率により計算した消費税額をご請求申し上げます。

(料金等の臨時減免)

19 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。

- (2) 当社は、前項の規定により料金等の減免を行ったときは、当社の指定するホームページに掲示する等の方法により、そのことを周知します。

(期限の利益喪失)

20 次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、WiMAX通信契約者は、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

- (1) WiMAX通信契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。  
(2) WiMAX通信契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。  
(3) WiMAX通信契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。  
(4) WiMAX通信契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。  
(5) WiMAX通信契約者の所在が不明であるとき。  
(6) WiMAX通信契約者が預託金を預け入れないとき。  
(7) その他WiMAX通信契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

2 WiMAX通信契約者は、前項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに DIS mobile WiMAX powered by KDDI の契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

3 WiMAX通信契約者は、本条第1項各号に定める事由のいずれかに該当した場合、当社はこの約款に基づく料金その他の債務の全てについて回収代行会社を通じて請求することがあること、ならびに、WiMAX通信契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が各回収代行会社に提供すること、につきあらかじめ同意するものとします。

(前受金)

21 当社は、料金又は工事費について、WiMAX通信契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

第1表 DIS mobile WiMAX powered by KDDIに関する料金

第1 基本使用料

1 適用

DIS mobile WiMAX powered by KDDIに係る基本使用料の適用については、第33条(基本料等の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用					
<p>(1) 基本使用料の料金種別の選択</p>	<p>ア DIS mobile WiMAX powered by KDDIの基本使用料には、次の料金種別があります。</p> <table border="1" data-bbox="448 622 1428 824"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DISM WiMAX2+フラット for DATA</td> <td>DIS mobile WiMAX powered by KDDIのうち、ハイスピードモードを選択して行われるデータ通信が月間7ギガバイト制限の対象となるサービス種別</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 契約者回線において選択することができる基本使用料の料金種別は、その契約者回線に接続されている移動無線装置により当社が別に定めるところによります。</p> <p>ウ 契約者回線について、現に適用を受けているもの以外の基本使用料の料金種別を選択(カに定める基本使用料の料金種別の変更に係るものを除きます。)することとなる新たな端末設備を接続する請求があった場合、当社は、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から新たに選択した料金種別による基本使用料を適用するものとします。ただし、その請求が、当社が別に定めるサービス取扱所において、その端末設備を購入すると同時に行われたものである場合は、その請求があった日から新たに選択した料金種別による基本使用料を適用するものとします。</p> <p>エ WiMAX通信契約者は、アの料金種別変更の請求をすることができます。</p> <p>オ 当社は、ウの請求があったときは、第7条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱うものとし、ウの請求があった日の属する料金月の翌料金月の初日から変更後の料金種別を適用します。</p> <p>カ 基本使用料の適用は、サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日(サービスの提供を開始した日とします。)からとします。</p> <p>キ 契約の解除があったときは、その契約解除日を含む料金月の末日まで基本使用料を適用します。</p>	料金種別	内容	DISM WiMAX2+フラット for DATA	DIS mobile WiMAX powered by KDDIのうち、ハイスピードモードを選択して行われるデータ通信が月間7ギガバイト制限の対象となるサービス種別
料金種別	内容				
DISM WiMAX2+フラット for DATA	DIS mobile WiMAX powered by KDDIのうち、ハイスピードモードを選択して行われるデータ通信が月間7ギガバイト制限の対象となるサービス種別				
<p>(2) DISM WiMAX2+フラット for DATAの取扱い</p>	<p>ア DISM WiMAX2+フラット for DATAは、その適用を開始した日を含む料金月の翌料金月(基本使用料の料金種別の変更により適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月、イの規定により更新されたものであるときはその更新月とします。)から起算して次表に定める適用月数が経過することとなる料金月(以下この欄において「満了月」といいます。)の末日をもって適用期間が満了します。</p> <table border="1" data-bbox="475 1854 1385 1937"> <thead> <tr> <th>プラン</th> <th>適用月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DISM WiMAX2+フラット for DATA</td> <td>24料金月</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、本プランについて、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月</p>	プラン	適用月数	DISM WiMAX2+フラット for DATA	24料金月
プラン	適用月数				
DISM WiMAX2+フラット for DATA	24料金月				

	<p>(以下この欄において「更新月」といいます。)の初日に同一の料金種別で更新して適用します。</p> <p>ウ WiMAX通信契約者は本プランの料金契約について、契約の解除があった場合は、料金表第3契約解除料に定める解除料を支払っていただきます。ただし、</p>
--	--

## 2 料金額

1のWiMAX通信契約ごとに月額

区分	料金額(税抜額)
DISM WiMAX2+フラット for DATA	3,480 円

注)月の途中でのご加入の場合、基本使用料は、ご利用日数分の日割額となります。日割計算の方法は1日116円(税込額)にご利用日数を掛けた金額になります。

## 第2 データ通信料

### 1 適用

DIS mobile WiMAX powered by KDDIIに係るデータ通信料の適用については、第34条(データ通信料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

データ通信料の適用			
(1)データ通信料の適応	データ通信料の適用は、1料金月の課金対象データの総情報量について1,024バイトまでごとに1の課金対象データとし、2(料金額)に規定する料金額を適用します。		
(2)契約者回線に係るデータ通信利用の制限	<p>当社は、契約者回線との間のデータ通信について、データ通信総量速度規制(その契約者回線との間のデータ通信(特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、「料金表 第3 付加機能使用料 (2)欄」に定めるWiMAX通信を除きます。))に係る1料金月の課金対象データの総情報量(以下「累計課金対象データ量」といいます。)が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線との間のデータ通信の伝送速度を最高128kbit/s に制限することをいいます。以下同じとします。)を行います。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>総量速度規制データ量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,516,192,768 バイト(7ギガバイト)</td> </tr> </tbody> </table>	総量速度規制データ量	7,516,192,768 バイト(7ギガバイト)
総量速度規制データ量			
7,516,192,768 バイト(7ギガバイト)			
(3)特定の基本使用料の料金種別の適用を受ける契約者回線に係るデータ通信利用の制限等	<p>ア 当社は、契約者回線について、第31条(通信利用の制限等)の規定によるほか、データ通信の伝送速度を制限することがあります。</p> <p>イ アの規定によるほか、当社は契約者回線について、他の契約者回線に比し、第31条第2項第2号に定める通信利用の制限を加重して行うことがあります。</p>		
(4)契約者回線に係るデータ通信料の適用	契約者回線(基本使用料の料金種別がDISM WiMAX2+フラット for DATAのものに限ります。)は、2(料金額)の規定にかかわらず、その契約者回線との間のデータ通信に関する料金の支払いを要しません。		

## 2 料金額

1課金対象データごとに

区分	料金額(税抜額)
DISM WiMAX2+ フラット for DATA	0.6円

### 第3 契約解除料

#### 1 適用

契約解除料の適用については、第33条の2(契約解除料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

契約解除料の適用	
(1)契約解除料の適応	<p>ア DISM WiMAX2+ フラット for DATAの契約解除料は、WiMAX通信契約を締結した日(提供開始日)を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月が経過することとなる料金月(以下この欄において「満了月」といいます。)の末日までの月数とします。</p> <p>イ 当社は、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月の初日にDISM WiMAX2+ フラット for DATAサービスを更新して適用します。</p>
(2)機器違約金の適応	<p>ア 機器違約金は、そのWiMAX通信契約の経過期間に応じた額を適用し、経過期間はWiMAX通信契約を締結した日(提供開始日)を含む料金月の翌料金月から起算して、解除があった日を含む月までの月数とします。</p>

#### 2 料金額

##### 1 契約ごと

区分	料金額	
(1)契約解除料	DISM WiMAX2+ フラット for DATA契約解除料 9500円(税抜額)	
(2)機器違約金	(税込額)	
	契約経過月数	契約月
		1ヶ月目
		2ヶ月目
		3ヶ月目
		4ヶ月目
		5ヶ月目
		6ヶ月目
	機器違約金	25,992円
		24,909円
		23,826円
		22,743円
		21,660円
		20,577円
	契約経過月数	7ヶ月目
		8ヶ月目
		9ヶ月目
		10ヶ月目
		11ヶ月目
		12ヶ月目
	機器違約金	19,494円
		18,411円
		17,328円
		16,245円
		15,162円
		14,079円
	契約経過月数	13ヶ月目
		14ヶ月目
		15ヶ月目
		16ヶ月目
		17ヶ月目
		18ヶ月目
	機器違約金	12,996円
		11,913円
		10,830円
		9,747円
		8,664円
		7,581円
	契約経過月数	19ヶ月目
		20ヶ月目
		21ヶ月目
		22ヶ月目
		23ヶ月目
		24ヶ月目
	機器違約金	6,498円
		5,415円
		4,332円
		3,249円
		2,166円
		1,083円

### 第4 付加機能使用料

#### 1 適用

DIS mobile WiMAX powered by KDDIIに係る付加機能使用料の適用については、第34条(データ通信料の支払義務)、第34条の2(LTEオプション料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

付加機能使用料の適用	
(1)WiMAX利用機能に係るオプション機能使用料の適用(LTEオプション)	<p>ア 料金表 第4付加機能使用料2欄に規定するWiMAX利用機能の提供を受けている契約者回線のWiMAX通信契約者は、その契約者回線について同2欄に規定するハイスピードプラスエリアモードを選択してデータ通信(特定事業</p>

	<p>者が提供するローミングに係るものを含みます。)を行った料金月において、2(料金額)に規定するハイスピードプラスエリアモードの利用に係る加算額(以下「プラスエリアモード加算額」といいます。)の支払いを要します。</p> <p>イ 当社は、通則第6項の規定にかかわらず、プラスエリアモード加算額の日割りを行いません。</p>								
(2)WiMAX利用機能	<p>ア 特定MNO事業者の電気通信回線設備(主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うためのものであって当社が別に定めるものに限り)を経由して、データ通信を行うことができる機能をいいます。</p> <p>イ WiMAX利用機能には、利用可能なデータ通信の種類により、次の通信モードがあり、WiMAX通信契約者はこれを選択することができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通信モード</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ノーリミットモード</td> <td>WiMAX通信(WiMAX基地局設備と移動無線装置との間に設定される電気通信回線により行われる通信をいいます。以下同じとします。)のみ利用可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>ハイスピードモード</td> <td>WiMAX通信及びWiMAX2+通信(WiMAX2+基地局設備と移動無線装置との間に設定される電気通信回線により行われる通信をいいます。以下同じとします。)のみ利用可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>ハイスピードプラスエリアモード</td> <td>データ通信(WiMAX通信を除きます。)のみ利用可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	通信モード	内容	ノーリミットモード	WiMAX通信(WiMAX基地局設備と移動無線装置との間に設定される電気通信回線により行われる通信をいいます。以下同じとします。)のみ利用可能なもの。	ハイスピードモード	WiMAX通信及びWiMAX2+通信(WiMAX2+基地局設備と移動無線装置との間に設定される電気通信回線により行われる通信をいいます。以下同じとします。)のみ利用可能なもの。	ハイスピードプラスエリアモード	データ通信(WiMAX通信を除きます。)のみ利用可能なもの
通信モード	内容								
ノーリミットモード	WiMAX通信(WiMAX基地局設備と移動無線装置との間に設定される電気通信回線により行われる通信をいいます。以下同じとします。)のみ利用可能なもの。								
ハイスピードモード	WiMAX通信及びWiMAX2+通信(WiMAX2+基地局設備と移動無線装置との間に設定される電気通信回線により行われる通信をいいます。以下同じとします。)のみ利用可能なもの。								
ハイスピードプラスエリアモード	データ通信(WiMAX通信を除きます。)のみ利用可能なもの								

## 2 料金額

区分	単位	料金額 (税抜額)
WiMAX利用機能		
ハイスピードプラスエリアモードの利用に係る加算額	1契約ごとに	1,005円

## 第5 手続きに関する料金

### 1 適用

WiMAX通信契約に係る手続きに関する料金は、第35条(手続きに関する料金の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用					
(1)手続きに関する料金の適用	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td> <td>WiMAX通信契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内容	契約事務手数料	WiMAX通信契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
料金種別	内容				
契約事務手数料	WiMAX通信契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金				

	auICカード再発行手数料	auICカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなauICカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
(2) 契約事務手数料の適用	WiMAX通信契約者は、その契約の申込みが、契約変更若しくは契約移行に係るもの又はその他当社が別に定めるものに該当するときは、契約事務手数料の支払いを要しません。	

## 2 料金額

料金種別	単位	料金額(税抜額)
契約事務手数料	1契約ごとに	3,000円
auICカード再発行手数料	1請求ごとに	2,000円

## 第6 ユニバーサルサービス料

### 1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第36条(ユニバーサルサービス料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービスの適用	<p>ア ユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>イ WiMAX通信契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2(料金額)に定めるユニバーサルサービス料の支払を要します。</p> <p>ウ ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。</p>
---------------	--

## 2 料金額

区分	料金額(月額)
ユニバーサルサービス料	1電話番号ごとに税抜額2円

## 第7 窓口支払手数料

### 1 適用

窓口支払手数料の適用については、第35条の2(窓口支払手数料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

窓口支払手数料の適用	
(1) 適用除外	料金表 通則(料金等の支払い) 11項第(1)による払込票の発行については、2回まで窓口支払手数料の支払いを要しません。

## 2 料金額

区分	料金額(税抜額)
窓口支払手数料	払込票1通ごとに 150円

## 第8 督促手数料

区分	料金額(税抜額)
	1支払督促ごとに

督促手数料	300円
-------	------

第9 工事費

区 分	料金額
工事費	別に算定する実費

第2表 附帯サービスに関する料金等

第1 料金額

区分	単位	料金額(税抜額)
請求書の発行手数料	請求書の発行1回ごとに	100円
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400円
利用明細書の発行手数料	利用明細書の発行1回ごとに	100円

(注)各種発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。